

亀田縞ブランドプロモーション事業実施委託仕様書

1. 委託業務に関する基本事項

(1) 事業名

亀田縞ブランドプロモーション事業

(2) 契約期間

契約日から令和9年3月31日(水)まで

2. 委託金額

500,000円を上限(消費税及び地方消費税を含む)とする。

3. 事業目的等

亀田縞利用促進協議会(以下、「協議会」という。)において、令和2年より亀田縞の販路拡大や、認知度向上、地域アイデンティティの醸成に繋がる活動を江南区内中心に行っており、取扱事業者の増加や店舗内外へ活用され、多くの人からの評価を得ている。その反面、区外では取扱事業者数が区内事業者に比べて乏しく認知度も低いことが現状の課題として挙げられている。

そこで、国内外からの旅行者や市民が多く訪れる、にいがた2kmを中心とした新潟市内の飲食店や宿泊施設等に亀田縞を装飾品などとして活用し、自然と亀田縞に触れる時間や空間を創出することで、区外へ亀田縞の販路・消費拡大と認知度の向上を図る。

4. 業務内容

(1) 本事業の目的に沿った企画および事業実施

ア 事業は、ベーシックラインと2ndライン両方の生地を使用すること。

イ 亀田縞製品を新たに製造・無償提供し、実施後も事業効果を継続して発揮することの出来る企画とすること。

(2) 広報活動

取扱事業者へも SNS や Web サイトなどによる広報活動を求めること。

(3) 業務実施スケジュール

本事業の企画提案時に作成したスケジュールに沿った業務を遂行すること。

(4) 適切な経費の計上

各業務に係る費用及び総額を計上すること。

5. 実績報告

受託者は、令和9年3月31日(水)までに、業務全体の実施概要を記載した実績報告書を提出すること。

6. その他

- (1) 製品はベーシックライン、2ndラインの生地を使用することとしているが、1つの製品に対して両方の生地を使用するということではなく、事業全体の中で両方の生地を使用すればよいこととする。
- (2) 提供する亀田縞製品やそのデザインは、協力店舗とのヒアリングにより決定すること。
- (3) 提案時の内容から対象の業種間での数量・金額などが変更となる場合は、事前に委託者と協議し事業を進めること。また、委託金額の上限を超える場合は受託者が負担することとする。
- (4) 販売を目的とした商品等の生産や販売に係る経費は計上しないこととする。
- (5) 契約締結後、協議会事務局と協議を行い、業務内容について十分な理解を得ることとともに、委託契約期間においても連絡・調整を密に行い、経過について密に報告すること。
- (6) 業務の遂行にあたり、詳細は協議により決定することとする。また、契約書や仕様書に定めのない事項や業務履行に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方で協議の上、決定することとする。